

## グループホーム わかたけ西菅田

### 【指定認知症対応型共同生活介護】

#### 運営規程

##### 第1章 事業の目的及び運営の方針

###### (目的)

第1条 社会福祉法人若竹大寿会が開設する認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業 グループホーム わかたけ西菅田（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者が、要介護状態にある高齢者に対して適正な指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下、「指定認知症対応型共同生活介護等」という。）を提供することを目的とする。

###### (運営方針)

- 第2条 1 事業の実施に当たっては、認知症であつて要介護者等となった場合においても、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話又は支援及び機能訓練を行うことにより、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、住み慣れた環境での生活の継続を支援するものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止又は介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の地域密着型サービス事業者、他の地域密着型介護予防サービス事業者、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

###### (事業所の名称等)

- 第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 1 名称 グループホーム わかたけ西菅田
  - 2 所在地 横浜市神奈川区菅田町108

## 第2章 従業者の職種、人員数及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、真数及び職務内容は次のとおりとする。

### ◎太陽ユニット

1 管理者 1名(常勤)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行うとともに、当該市町村及び各居宅支援事業者との連携や苦情処理などの業務にあたる。

2 計画作成担当者 1名(常勤)

計画作成担当者は、自らも介護従事者として勤務するとともに、認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

3 介護従業者 6名(常勤4名、非常勤2名)

運営規程に従って入居者に対し必要な介護及び支援を行う。

4 夜勤勤務介護従事者 1名

夜勤時間帯の入居者介護及び安全管理を行う。

### ◎月ユニット

1 管理者 1名(常勤)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行うとともに、当該市町村及び各居宅支援事業者との連携や苦情処理などの業務にあたる。

2 計画作成担当者 1名(常勤)

計画作成担当者は、自らも介護従事者として勤務するとともに、認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

3 介護従業者 6名(常勤4名、非常勤2名)

運営規程に従って入居者に対し必要な介護及び支援を行う。

4 夜勤勤務介護従事者 1名

夜勤時間帯の入居者介護及び安全管理を行う。

## 第3章 利用定員

(利用定員)

第5条 事業所の定員は、太陽ユニット9名、月ユニット9名 2ユニット計18名とする。

(定員の遵守)

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。

(設備に関する基準)

第7条 事業所は2箇所の共同生活住居を有する。

2 事業所の各共同生活住居の居室及び定員を以下に定める。

- (1) 利用者は各居室に居住者氏名を掲げる。
- (2) 利用者は各居室に住民票を移すことができる。
- (3) 利用者は各居室に1人で居住する。

#### 第4章 指定認知症対応型共同生活介護事業等の内容

(受給資格等の確認)

第8条 サービスの提供を求められた場合には、その被保険者によって、被保険者資格、要介護認定の有効期間を確かめる。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記されている場合には、当該意見に配慮しサービスを提供する。

(入退居)

第9条 入退居にあたっての留意事項)

入居にあたって留意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 認知症対応型共同生活介護等は、要介護者又は要支援2の者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供する。
- (2) 事業所は、入居に際しては、主治の医師の診断書等により、利用者が認知症であることを確認することとし、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
- (3) 入居申込者が入院治療を要する者であること等、サービス提供が困難であると認められた場合は、適切な他の認知症対応型共同生活介護事業者又は他の介護予防認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

2 退居にあたって留意すべき事項は次のとおりとする。

(1) 利用者の状況により、前項第1号の内容に該当しなくなった場合は退居していただくことがある。

(2) 事業所は、利用者の退居にあたっては、適切な他の認知症対応型共同生活介護事業者又は他の介護予防認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

(入退居の記録の記載)

第10条 事業者は、利用に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載する。

(入居者に関する保険者への通知)

第11条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその

旨を保険者である市町村に通知する。

- 一、正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二、偽りその他不正行為によって保険給付を受け、また受けようとしているとき。

(指定認知症対応型共同生活介護等の取扱方針)

- 第12条 指定認知症対応型共同生活介護等は、利用者の認知症の症状を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われなければならない。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護等は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うように努める。
  - 3 指定認知症対応型共同生活介護等は、次条1項に規定する認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
  - 4 共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護等の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明し、文書により同意を得る。
  - 5 事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努める。

(調査への協力)

- 第13条 事業者は、提供した認知症対応型共同生活介護等に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定認知症対応型共同生活介護等が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うように努める。

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

- 第14条 指定認知症対応型共同生活介護等サービスの開始に際し、利用者の心身状況、希望及びそのおかれている状態を調査、分析し、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。
- 2 利用者に対し、介護計画に基づき各種サービスを提供し、常にその実施状況について総合的な評価を行い、評価内容に基づき適宜介護計画の修正を行う。
  - 3 第2項に規定するとおり、介護計画の修正、修正した計画に基づくサービスの提供、サービスの総合評価という一連の過程を繰り返しながら、利用者の状況に即した最適なサービスを提供する。
  - 4 介護計画の作成、変更の際には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、文書により同意を得る。

(介護の内容)

第15条 指定認知症対応型共同生活介護等事業の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、更衣、整容等の日常生活上の介助
- ② 日常生活の中での機能訓練
- ③ 趣味、余暇活動等の世話
- ④ 健康管理
- ⑤ 相談、援助

(社会生活上の便宜の提供等)

第16条 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めることとする。

- 2 利用者の家族や知人、地域住民等の事業所への来訪が自由にできるよう便宜を図るとともに、イベントや行事等の参加を呼びかけるなど、利用者とその家族等が十分に交流できるよう配慮する。

(管理者による管理)

第17条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、居宅サービス事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(勤務体制の確保等)

第18条 利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護等を提供できるよう、従業員の勤務体制を定める。

- 2 前項の介護従業者の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。
- 3 介護従業者の資質の向上をはかるために、次のとおり研修の機会を設ける。
  - 一、 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - 二、 継続研修 年2回

(協力医療機関)

第19条 利用者の病状の急変及びサービス提供体制の確保等のため、協力医療機関等を以下に定める。

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| 一 協力医療機関   | ① 大口東総合病院              |
|            | ② 鴨居病院                 |
|            | ③ 牧野記念病院               |
| 二 協力歯科医療機関 | 三ッ沢上町歯科医院              |
| 三 協力介護保険施設 | ① 介護老人福祉施設 若竹苑         |
|            | ② 介護老人保健施設 リハビリゾートわかたけ |

## 第5章 利用料その他の費用の額

(利用料等の受領)

第20条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護等事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受ける。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護等に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにし、徴収する。

3 前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を入居者から受ける。

- |       |                               |
|-------|-------------------------------|
| ① 家賃  | 65,000円/月                     |
| ② 管理費 | 28,000円/月                     |
| ③ 食費  | 39,000円/月(30日)<br>(1日 1,300円) |

④ 水道光熱費 17,000円/月

⑤ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが相当と認められる費用(教養娯楽費など) 実費

※⑤教養娯楽費については、利用者もしくは家族の意向に沿って内外特別な行事等に参加した場合に支払う。事業者は利用料とともに毎月1,000円預かり、未使用分は年度末に精算し利用者に返還する。

4 月の中途における入居または退居については日割り計算とする。

5 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、事業所事務室に別に定める指定期日までに支払うものとする。

6 利用者は、事業者に対し敷金として150,000円を利用契約締結時に支払う。契約終了時に居室の原状回復及び利用料の滞納等がある場合に精算し、残金は利用者に返還する。

(利用料に含まれない費用)

第21条 前条に規定される利用料には、協力医療機関等から提供される医療および、指定居宅療養管理指導料等の法定代理受領分の費用は含まれない。

## 第6章 入居に当たり、利用者が留意すべき事項

(利用資格の確認)

第22条 利用者は利用申込に際して、被保険者証を提示し、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の期間を明らかにしなければならない。

(保証人の設定)

第23条 利用者は利用申し込みに際して、被保険者証を提示し、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の期間を明らかにしなければならない。

(外出及び外泊)

第24条 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出る。

(禁止行為)

第25条 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、また自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
  - 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
  - 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
  - 四 指定した場所以外で火気を用いること。
  - 五 故意に共同生活住居もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
  - 六 同時に利用している他の利用者に関する秘密を、漏らすこと。
- 2 上記各号に規定する事項は、利用者の家族にも適用する。

(退居の勧告)

第26条 故意又は重大な過失により、前条に規定する禁止行為を頻繁に繰り返す場合にあっては、事業者は利用者及びその保証人に退居を勧告する場合がある。

- 2 サービス提供契約書および認知症対応型共同生活介護計画に規定されたサービスを受けた利用者が、故意または重大な過失により事業所が請求する法定代理受領サービス費やその他のサービス費用等を指定する期限のうちに納めなかった場合には、保証人にその旨を報告し退居を勧告する場合がある。
- 3 利用者が当該指定認知症対応型共同生活介護等の対象でなくなった場合、または保険料の滞納などにより介護保険被保険者の資格を失った場合は、遅滞なく保険者である市町村に通知し対応策を検討する。この結果により退居を勧告する場合がある。

## 第7章 非常災害対策の計画

(非常災害対策)

第27条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

- 2 非常災害に備え、少なくとも年に2回以上は避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 3 事業所は、台風や集中豪雨等による土砂災害の発生に備え、土砂災害対応マニュアルの策定、避難訓練の実施等必要な処置を講ずる

## 第8章 その他事業の運営に関する重要事項

(掲示)

第28条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関等、利用料その他サービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第29条 事業所の従業員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。

- 2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。
- 3 指定居宅介護支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者またはその家族の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第30条 居宅介護支援事業者又はその従業員に対して、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

- 2 居宅介護支援事業者又はその従業員から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第31条 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護従事者等の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(提供拒否の禁止)

第32条 事業者は、正当な理由なく認知症対応型共同生活介護の提供を拒んではならない。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第33条 指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 事業者は、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前になされるよう、必要な援助を行う。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第34条 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対



して交付する。

(広告)

第35条 指定認知症対応型共同生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものを広告しない。

(苦情処理)

第36条 提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努める。
- 3 提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第37条 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(会計の区分)

第38条 指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型共同生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第39条 事業者は従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。

- 2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から五年間保存する。

(緊急時の対応)

第40条 介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者

に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(管理者の責務)

- 第41条 管理者は、従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護の利用申込に係る調整、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 管理者は、従業者に運営規程を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第42条 利用者の使用する居室、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。
- 2 共同生活住居において感染症が発生、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。

(地域との連携)

- 第43条 指定認知症対応型共同生活介護事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(運営推進会議)

- 第44条 事業者は、指定認知症対応型共同生活介護等の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会（運営推進会議）設置し、おおむね2月に一回以上、運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。
- 2 事業者は、報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、それを公表する。
- 3 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

(拘束)

- 第45条 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

第46条 事業者は、虐待の発生またはその再発防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体的拘束等の適正化に向けた取組み)

第47条 事業所は、認知症対応型共同生活介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。

3 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

4 事業所は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

5 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護事業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

(その他)

第48条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人若竹大寿会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

この規程は、平成16年4月1日より、施行する。  
平成19年4月1日より、改訂する。  
平成20年12月1日より、改訂する。  
平成22年4月1日より、改訂する。  
令和3年1月1日より、施行する。  
令和7年1月1日より、施行する。

## 介護予防

### 運営規定の附則

平成18年4月1日より、施行する。  
平成22年4月1日より、改訂する。  
平成22年12月1日より、改訂する。  
平成27年4月1日より、改訂する。  
令和3年1月1日より、施行する。  
令和7年1月1日より、施行する。